

第2回 「(仮称) 長浜市手話言語条例」を検討する懇談会 会議概要

日 時：令和3年12月21日（火） 10：00～11：45

場 所：長浜市役所4階 4-A会議室

出席者：【委員】志藤委員（座長）、松本委員（副座長）、石川委員、前田委員、
新村委員、永松委員、山田委員

【健康福祉部】横田次長

【しょうがい福祉課（事務局）】藤田、中上、川嶋、松田

欠席者：なし

1 開会（挨拶）

長浜市健康福祉部しょうがい福祉課長から開会の挨拶があった。

2 議題

（1）会議の公開について

原則通り公開することに決定された。

（2）「(仮称) 長浜市手話言語条例」（素案）について

資料1、資料2、資料3-1、資料3-2、資料3-3、資料3-4により事務局から説明があった。

議題（2）について、委員からの主な意見等は次のとおり。

（委員）

素案の前文について、他の条文と同じように「前文」という見出しをいれてはどうかと思います。また、第2条の定義の中に「手話を言語として」とありますが、前文の中で、手話は言語としているので、繰り返さず、「手話言語を使用して」とした方がよいと思います。さらに、第4条の市の責務の第2項についても、講じるよう努めるものとするではなく、講じるものとする、としてほしいです。第10条の財政措置についても、努めるものとするとなっており、市の姿勢が消極的と感じます。

（座長）

アンケート回答者の約3分の2の方が、手話ができないという回答をしておられますが、コミュニケーションの面で困っておられないのかな、と率直に疑問に思っています。第3条の中に「習得」とありますが、手話を言語として、日ごろ使う言葉として、「獲得」する機会がどれだけあったのか、というところがすごく気になっています。「習得」というのは、第1言語が他にあったうえでの言葉だと思いま

すので、言語としての手話を「獲得」という内容を是非盛り込んでほしいと思います。言語の「獲得」ができていないという状態では、学校に行ったり、社会に出たり、といったあらゆる場面で大変な苦勞をされていると思いますので、まず、言語の「獲得」を出発点として取り組んでほしいと思います。

(委員)

前文を他市と比較すると、手話が禁止されていたという歴史について言及している条例とそうでない条例があります。今後、条例として長く残っていくことを考えると、明るい未来や希望を想起させるような内容が望ましいのではないかと思います。

また、「ろう学校」としてしまうと、特定の環境を強く印象付けるように感じますので、「ろう教育の現場」などとしてもよいのではないかと思います。

(委員)

「ろう学校」と「ろう教育の現場」は、実態として同じではないでしょうか。実際に、多くのろう者の方が、過去のろう学校では口話を重視して、読み書きや学科の教育が十分でなかったと感じていると思います。

また、歴史は事実ですし、最後まで読めば、特段暗いという印象でなく、環境が改善されてきているという、前向きな内容ともとれると思います。

(委員)

第8条の施策に関する部分ですが、施策を実施するものとするされていますが、他市の条例のように、施策の推進に関する会議がありません。施策の実施にあたっては、支援者団体等の意見を踏まえて取り組む必要があると思いますので、その点は盛り込むべきではないでしょうか。

(事務局)

施策の推進については、新たに会議を設置するのではなく、しょうがい者のための施策に関する基本的な計画である「しょうがい福祉プラン」において施策を包括し、第9条に定めるとおり、ろう者の方や支援者団体等の意見を踏まえて、点検及び見直しをしていくという手法で検討しています。

また、努めるという表現が消極的という意見はよくわかりますが、条例の表現として可能かどうかという部分があります。努力義務とした場合は、力を入れて取り組まないというわけではありませんので、ご理解いただきたいと思います。

(座長)

次期「しょうがい福祉プラン」は令和6年4月からの期間となるため、条例制定後に新たな施策等が位置づけられるまで、かなり期間が空いてしまいます。また、しょうがい福祉全体の計画である「しょうがい福祉プラン」で、部局横断的な取組や、様々な団体と連携しての取組等が網羅できるのか、疑問に感じる部分もあります。実際、他の自治体ではそこまでの内容を落とし込むことができないため、分け

て取り組んでいることが多いように見受けれます。

(事務局)

条例の施行は令和4年10月を予定していますので、施行に合わせた普及・啓発を行うとともに、「しょうがい福祉プラン」の策定に合わせて、しっかりとPDCAサイクルで施策を推進していける体制を整えたいと考えています。また、法律で策定が義務付けられている「しょうがい福祉プラン」に位置付けることで、条例で個別に推進の仕組みを設けるより、確実に施策の推進を行いたいという意図があります。取組を「しょうがい福祉プラン」で網羅できるよう、丁寧に検討していく必要はありますが、令和6年度まで新たな施策を何もしないということではありません。条例制定の庁内プロジェクトチームを活かして、庁内で検討・協議する場を新たに設けたいと考えておりますし、可能な限り前倒しで取り組んでいく必要があると考えております。

(座長)

手話言語条例に基づいて、新たな仕組みを設けて取り組んでいくという認識であったのですが、既存の仕組みの中に内包していくという手法であると、新たな部分が見えにくい、ともすれば、埋没してしまうのではないか、ということが懸念されます。

そういった部分に対する回答として、手話に関する施策の進捗や、関係団体の意見の反映等、どのような体制で取り組んでいくかという点を検討いただきたいと思います。個人的には、福祉分野だけでは限界があると感じており、部局横断的な取組を行うためには、関係部局に声を届ける役割が重要だと思います。

(事務局)

市としても、条例だけ作って終わりということではできません。条例を制定することで、市の姿勢の方向付けを行い、計画や政策から各事業を実施していく流れとなりますが、その際に、当事者や関係団体の意見を踏まえることはとても大切なことだと考えています。

条例の名称について、協議の結果、「手話で共にくらす長浜市手話言語条例」を懇談会の案とすることになった。

提案のあった名称は、次のとおり。

- ・手話で共にくらす長浜市手話言語条例
- ・長浜市手話言語条例
- ・手話で語りあえる長浜市手話言語条例
- ・長浜市みんなの心をつなぐ手話言語条例
- ・ひとりひとりの心をつなぐ長浜市手話言語条例
- ・やさしいまち長浜市手話言語条例

- ・ぬくといまち長浜市手話言語条例
- ・長浜みんなの手話言語条例
- ・だれもが輝けるまち長浜市手話言語条例

(3) 意見交換

議題(2)までの意見をもって、意見交換とした。

(4) その他

事務局からの連絡事項の伝達

- ・意見や提案等ありましたら、会議後でもお伝えください。ただし、現段階の素案に反映する内容については、スケジュールの都合のため、1/10(月)までにお願いします。
- ・次回の会議では、パブリックコメント等を経た最終案について、ご意見をいただきたいと思います。時期は令和4年5月頃を予定しており、別途日程調整をさせていただきます。

3 閉会(挨拶)

長浜市健康福祉部次長から閉会の挨拶があった。